

新型コロナウイルス感染症に伴う市の対応状況

1 新型コロナウイルス感染症対策本部会議等の主な状況について<福祉健康部>

(1) 新型コロナウイルス感染症対策連絡会議

- 第1回：2月3日(月)
- 第2回：2月18日(火)
- 第3回：2月21日(金)

(2) 新型コロナウイルス感染症対策本部会議

- 第1回：2月26日(水)
 - ・感染の現状と国及び東京都の対応の情報共有
 - ・市の対応について、各部のイベント等の対応状況の確認
 - ・市主催イベント等、原則として3月15日(日)までの間、中止もしくは延期を決定
- 第2回：2月28日(金)
 - ・市立小・中学校の臨時休業(3月3日(火)～3月25日(水))の決定。
- 第3回：3月2日(月)
 - ・羽村市業務継続計画「新型インフルエンザ編」の見直しについて(新型インフルエンザ等編として再編)
- 第4回：3月5日(木)
 - ・市主催イベント等、原則として3月31日(火)まで、中止もしくは延期の延長を決定
- 第5回：3月10日(火)
- 第6回：3月13日(金)
 - ・市内で感染者が確認された場合の対応について
- 第7回：3月16日(月)
- 第8回：3月19日(木)
- 第9回：3月23日(月)
 - ・市主催イベント等、原則として4月30日(木)まで、中止もしくは延期の延長を決定
- 第10回：3月27日(金)
- 第11回：3月30日(月)
- 第12回：4月2日(木)
 - ・市立小・中学校の臨時休業(春季休業の終了日から5月6日(水))の決定
- 第13回：4月3日(金)
 - ・公共施設等の対応について
- 第14回：4月8日(水)
 - ・緊急事態宣言を受けての市の対応について

- 第 15 回：4 月 10 日(金)
 - ・緊急事態宣言発令中の羽村市業務実施要領(案)について(分散勤務による 2 班体制、事務室と会議室・在宅による班分け)
- 第 16 回：4 月 17 日(金)
- 第 17 回：4 月 24 日(金)
- 第 18 回：4 月 30 日(木)
 - ・市主催イベント等、原則として 5 月 31 日(日)まで、中止もしくは延期の延長を決定
 - ・市立小・中学校の臨時休業(5 月 7 日(木)から 5 月 31 日(日))の決定
- 第 19 回：5 月 7 日(木)
- 第 20 回：5 月 15 日(金)
- 第 21 回：5 月 25 日(月)
- 第 22 回：5 月 26 日(火)
 - ・緊急事態宣言終了に伴い、公共施設等の順次再開を決定
- 第 23 回：6 月 2 日(火)

2 市が主催するイベント等に関する取扱い及び公共施設の状況について(再掲)

＜福祉健康部＞

(1) 市が主催するイベント等に関する取扱い

- ・第 1 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議(2 月 26 日)において、3 月 15 日(日)までの中止もしくは延期を決定
- ・第 4 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議(3 月 5 日)において、3 月 31 日(火)までの中止もしくは延期を決定
- ・第 9 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議(3 月 23 日)において、4 月 30 日(木)までの中止もしくは延期を決定
- ・第 18 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議(4 月 30 日)において、5 月 31 日(日)までの中止もしくは延期を決定
- ・第 22 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議(5 月 26 日)において、6 月 1 日(月)からの公共施設の順次再開を決定

(2) 公共施設の主な状況について

施設名	休止期間	対応状況等	再開日程
コミュニティセンター	3月6日～4月7日	予約受付中止、既予約団体に利用自粛要請	6月9日～
	4月8日～6月8日	予約受付中止、既予約団体の利用中止	
町内会館(地域集会施設)	3月10日～4月7日	予約受付中止、既予約団体に利用自粛要請	6月15日～
	4月8日～6月14日	予約受付中止、既予約団体の利用中止	
自然休暇村清里 自然休暇村八ヶ岳少年自然の家	4月3日～6月18日	休館	6月19日～
リサイクルセンター	4月13日～5月31日	リサイクルショップ販売中止、5月3日日曜開館休止	
産業福祉センター	3月5日～5月31日	利用自粛要請	
老人福祉センターじゅらく苑	2月27日～6月8日	施設利用中止	6月9日～
老人福祉センターいこいの里	2月27日～6月8日	施設利用中止	6月9日～
福祉センター	2月27日～4月8日	予約受付中止、既予約団体の使用自粛要請	6月8日～
	4月9日～6月7日	予約受付中止、貸館中止	
児童館	3月3日～5月31日	休館	6月1日～
動物公園	3月28日～6月1日	休園	6月2日～
公園駐車場	4月25日～5月6日	閉鎖	5月7日～
ゆとろぎ	3月3日～	1階フリースペース利用中止	6月9日～ (フリースペースは利用中止 継続)
	3月6日～4月8日	施設利用自粛を要請	
	4月9日～6月8日	受付窓口のみ実施、利用中止	
図書館	3月3日～3月6日	閲覧スペース利用中止	6月2日～予約貸出のみ(館内での貸出は6月9日～)
	3月7日～4月8日	予約貸出のみ実施(本館以外は3月7日から休館)	
	4月9日～6月1日	休館	
郷土博物館	3月7日～6月1日	受付窓口のみ実施、休館	6月2日～

スポーツセンター	3月7日～4月8日	個人利用中止、団体利用は利用自粛を要請	6月2日～(一部除く)
	4月9日～6月1日	受付窓口のみ実施、利用中止	
スイミングセンター	3月7日～4月8日	個人利用中止、団体利用は利用自粛を要請	6月2日～(一部除く)
	4月9日～6月1日	利用中止(温水プールは3月1日から休止中)	
その他のスポーツ施設	3月7日～4月8日	利用自粛を要請	6月1日～(一部除く)
	4月9日～5月31日	利用中止	

参考

西多摩衛生組合環境センター	3月2日～5月31日	施設見学受入中止	
フレッシュランド西多摩	3月3日～6月1日	休館	6月2日～(一部除く)



○中止した主なイベント

- ・ 3月3日～8日 防災週間企画展
- ・ 3月5日 防災講演会
- ・ 3月7日 防災バスツアー
- ・ 3月7日 第63回羽村ゆとろぎ寄席
- ・ 3月8日 羽村市駅伝大会
- ・ 3月11日 交通安全講習会
- ・ 3月29日 「第40回羽村市消費者の日」事業「地球にやさしいエシカルライフ」
- ・ 3月29日 講演会「元気なうちから知っておきたい在宅医療と介護のいろは ～最後まで羽村で暮らし続けるために～」
- ・ 3月28日～4月12日 はむら花と水のまつり 前期さくらまつり
- ・ 4月10日～4月20日 はむら花と水のまつり 後期チューリップまつり
- ・ 4月19日 第12回にじいろフリーマーケット
- ・ 5月17日 はむら健康フェア

○中止予定の主なイベント

- ・ 6月6日 羽村市環境フェスティバル
- ・ 6月14日 羽村市・福生消防署合同総合水防訓練
- ・ 6月21日 はむら夏まつり
- ・ 6月25日 高齢者レクリエーションのつどい
- ・ 6月28日 障害者スポーツ・レクリエーションのつどい
- ・ 7月11日 東日本大震災被災地見学会
- ・ 9月21日 敬老のつどい

2 特別定額給付金の状況について<企画総務部>

(1) 事務の状況

- 5月 8日 (金) オンライン申請の受付開始
- 5月12日 (火) 「特別定額給付金コールセンター」を設置
- 5月22日 (金) 給付金支給開始
- 5月28日 (木) 申請書発送
- 8月31日 (月) 申請書締切 (消印有効)

(2) 支給対象者 55,142人 (25,823世帯) <R2.4.27現在>

(3) 受付状況 (R2.6.2現在)

- 10,849件 (42.0%)
(オンライン受付 830件、郵送等受付 10,019件)

(4) 給付状況 (R2.6.1現在)

- 711件 (2.8%)
(171,900千円 : 1,719人) 3.2%

3 市民への情報提供について<企画総務部・市民生活部・福祉健康部>

- (1) 防災行政無線
- (2) ポスター掲示
- (3) 広報はむら
- (4) テレビはむら
- (5) 市公式サイト
- (6) メール配信・ツイッター
- (7) ステイホーム応援動画 (テレビはむら、YouTube)

4 市内企業への経営支援等について <産業環境部>

(1) 資金繰り支援事業

(i) 羽村市中小企業資金融資制度及び小口零細企業資金融資制度

- ・市では、4月7日に令和2年度に限り、保証料全額補助（上限20万円）、据置期間6か月利子補給全額補助を内容とする条例改正及び補正予算第1号の専決処分を行い、4月1日から適用した。

新規申請件数

時 点	3月31日現在	4月30日現在	5月31日現在
受理件数（累計）	6件	14件	16件

(ii) 中小企業信用保険法第2条に基づく羽村市認定行為

- ・経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度（セーフティネット保証制度）
- ・地元自治体の認定行為をはじめ、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査が必要となる。

市認定件数

時 点	3月31日現在	4月30日現在	5月31日現在
認定件数（累計）	38件	98件	173件
平均売上減少率 （前年同月比）	37.7%	37.4%	43.1%

(2) 相談支援事業

(i) 東京都感染拡大防止協力金 相談支援

- ・4月27日（月）から5月15日までの間、羽村市商工会館に対応窓口を設置した。
- ・中小企業診断士1名を配置して、申請書の記入方法や内容確認の支援を行った。

羽村市商工会 相談窓口対応件数

令和2年	4月分 (4/27~30)	5月分 (5/1~15)	合 計
件 数	31件	33件	64件

(ii) 市内事業者相談支援事業

- ・市内事業者に対して、専門家による無料相談窓口を羽村市商工会館に設置した。
- ・設置期間は5月18日（月）～6月30日（火）で、事前予約制で実施している。
- ・あらゆる給付金や助成金の申請手続き、各種融資制度の紹介、事業の継続や経営の安定に向けた支援、雇用相談等に関して、中小企業診断士または社会保険労務士が対応している。

羽村市商工会 新型コロナウイルス感染症対策支援緊急相談窓口 対応件数

令和2年	5月分 (5/18~31)
相談件数	21件

(iii) 消費者相談

新型コロナウイルス感染症拡大に関連して、注文していない商品（マスクや体温計等）の送り付けや、通販でのトラブル等の相談が発生しており、羽村市消費生活センターをはじめ、消費者ホットライン(局番なし 188)等と連携して対応している。

羽村市消費生活センター相談対応件数

令和2年	3月	4月	5月	合計
相談件数	33件	55件	55件	143件
うち新型コロナウイルス関連	3件	12件	8件	23件
割合	9.1%	21.8%	14.5%	16.1%

(3) 商業支援事業

(i) #羽村エール飯

- ・羽村市商工会では、国の外出自粛要請により来店客が減少する飲食店を支援するため、環境衛生業部会を中心として「#羽村エール飯」を実施している。
- ・飲食店のテイクアウト(持ち帰り)、デリバリー(宅配)サービスを利用した消費者が、料理の写真や感想をSNSに投稿することで、飲食店を応援するプロジェクトである。
- ・6月2日現在、54店舗の参加が確認できている。
- ・市ではチラシの印刷やウェブサイト等での情報発信の支援に努めている。

(ii) テイクアウト推進支援事業

- ・羽村市商工会では、登録店舗がテイクアウトにより提供するイチオシメニュー（1店舗2品まで）の販売価格の1/2を補助（上限10万円）する「テイクアウト推進支援事業」を5月25日(月)から開始した。
- ・6月1日現在、88店舗が登録し、既に29店舗でイチオシメニューの割引販売が終了したが、内11店舗が独自の割引サービス等を継続して実施している。
- ・市では、財政支援をはじめ、企業活動支援員等による登録の働き掛けを行っている。

(4) 農業支援事業

(i) 羽村市農産物直売所の出張販売

- ・外出自粛要請による市内飲食店の休業等や学校給食センターへ出荷ができない影響等を受け、旬の新鮮な農産物の有効活用を図ることで、市内農家を支援するため、市役所駐車場での出張販売を計8回（4月：3回、5月：5回）実施した。
- ・軽トラック1台分の農産物が、いずれも15分程度で完売した。

(5) 清掃事業

ごみ排出量の推移

令和2年	3月	4月	5月	合計
事業系ごみ	220,880 kg	184,710 kg	169,310 kg	574,900 kg
前年同月比	+880 kg	△52,290 kg	△61,910 kg	△113,320 kg
増加量	+0.4%	△22.1%	△26.8%	△16.5%
家庭系ごみ	1,119,336 kg	1,216,954 kg	1,307,347 kg	3,643,637 kg
前年同月比	+103,493 kg	+94,934 kg	+25,143 kg	223,570 kg
増加量	+10.2%	+8.5%	+2.0%	+6.5%

5 保育園・学童クラブ等の状況について<子ども家庭部>

(1) 保育園等の状況

- ・ 小中学校の臨時休業に合わせ、3月3日から保護者に対し可能な限り自宅保育を要請し、感染防止対策を徹底したうえで開園を継続。この間、要請に応じて自宅保育した利用者に対しては保育料を還付。
- ・ 感染防止対策として東京都から支給されたマスクを各園に配布するとともに、感染防止用の備品や消耗品等の購入に要する経費に対する補助事業を実施(1園上限50万円)。

(2) 学童クラブの状況

- ・ 小中学校の臨時休業に合わせ、3月3日から学童クラブ利用者に対し可能な限り自宅監護を要請し、感染防止対策を徹底したうえで午前8時から1日保育を実施(「学校の居場所づくり」事業実施期間中は通常どおり午後から開所)。この間、要請に応じて登所を自粛した利用者に対しては育成料を免除。現在も分散登校に対応するため、引き続き1日保育を継続。

(3) 放課後子ども教室

- ・ 小中学校の臨時休業に合わせ、3月3日から放課後子ども教室事業を休止。分散登校終了後、開室予定。

(4) 事業等の中止

- ・ 少年少女球技大会、大島・子ども体験塾等の青少年健全育成にかかる事業の一部を中止。

6 子育て家庭への支援状況について<子ども家庭部>

(1) 子育て世帯に対する支援等の状況

- ・ 5月27日に子育て世代への臨時特別給付金(児童手当受給世帯に対し、対象児童1人あたり1万円を給付)の通知を対象世帯に通知(6月下旬に給付予定。)
- ・ 妊婦に対して国から配布されたマスクを配布するとともに、5月27日から健診などの移動時のタクシー乗車や衛生資材を購入できる1万円相当のギフトカードを配布。
- ・ 3月以降、各種健診事業(乳児健診、1歳6月健診、3歳児健診、BCG集団接種)については見送っていたが、乳児健診については5月から、その他の健診についても順次再開予定。
- ・ ユーチューブを活用し、子育て世帯向けに親子が自宅で楽しく過ごすための動画や離乳食の作り方の動画などを配信。
- ・ ひとり親家庭等に対する経済的支援を行うため、児童扶養手当支給対象世帯に対し、市内商店で利用可能な商品券1万円分を配布予定。(6月議会補正予算計上)

7 学校の再開について<生涯学習部>

(1) 学校再開日

令和2年6月1日(月)

(2) 分散登校の実施

新型コロナウイルス感染防止対策と、長期間にわたる学校の臨時休業後であることから児童・生徒の学校への適応を図るため、小学校では3週間、中学校では2週間の分散登校期間を設定しました。

分散登校は、

- ・学年・学級を分割したグループを編成
- ・毎日登校日とし、午前と午後に分散して登校
- ・午前、午後とも3時間程度の授業(給食含む)

により、通常の授業に戻るまでの間、段階的に実施します。

(3) 分散登校の段階

【小学校】

○第一段階：分散登校

6月1日(月)～6月5日(金) 午前3時間程度・午後3時間程度

給食：なし

○第二段階：分散登校

6月8日(月)～6月19日(金) 午前3時間程度・午後3時間程度

給食：あり(パン・牛乳・デザート)

○第三段階：一斉登校

6月22日(月)～6月30日(火)

給食：あり(パン・牛乳・デザート)

○通常段階

7月1日(水)～

給食：あり(通常メニュー)

【中学校】

○第一段階：分散登校

6月1日(月)～6月5日(金) 午前3時間程度・午後3時間程度

給食：なし

○第二段階：分散登校

6月8日(月)～6月12日(金) 午前3時間程度・午後3時間程度

給食：あり(パン・牛乳・デザート)

○第三段階：一斉登校

6月15日(月)～6月30日(火)

給食：あり(パン・牛乳・デザート)

○通常段階

7月1日(水)～

給食：あり（通常メニュー）

※給食については、児童・生徒による配膳を軽減し、感染予防を図る観点から、6月末まで個包装によるメニューとしました。

8 令和2年度における授業日・授業日数について

(1) 授業日・授業時数の確保に関する考え方

羽村市教育委員会では、学習指導要領に基づく年度当初予定されていた内容の学習を行い、児童・生徒の「学びの保障」のため、授業日・授業時数の確保に向け次のように取り組みます。

○長期休業日の短縮及び学校公開を伴わない土曜授業日の設定を可能とします。

○学校行事の重点化や準備期間の縮減など工夫して取り組みます。

○授業の一単位時間を原則、小学校45分間、中学校50分間としていますが、一単位時間を40分、45分に短縮したうえで、一日当たりの授業コマ数の確保を行うことも弾力的に考える。

(2) 長期休業期間について

①夏季休業日について

- ・今年度は7月31日（金）までは全校授業日とします。
- ・8月1日（土）から8月7日（金）までを授業日としてもよい。
- ・8月20日（水）から8月31日（月）までを授業日としてもよい。
- ・夏季休業期間は原則連続16日間確保することが望ましいが、学校や地域の現状（行事や工事など）に応じて短縮できるものとしますが、その場合は事前に教育委員会と協議して決定します。

②冬季休業日について

- ・今年度は令和3年1月5日（火）から授業日としても可とします。

③土曜日授業について

- ・学校公開を伴わない土曜日授業を設定してもよい。

※上記の対応は現段階での情報を基にしており、今後、変更が生じる場合があります。